

第四十八條 第四十六條第一項各号に掲げる

ものが、開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該通信教育に關し次の事項（同項第一号又は第三号に掲げるものにあつては、第二号を除く。）を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の目的及び名称
- 二 指導を受けようとする大学の名称
- 三 五十一 〔略〕

2 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六條第一項第一号に掲げる大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

3 免許法認定通信教育の開設者が第一項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九條 免許法認定通信教育の開設者が、第四十六條第二項及び第三項、第四十六條の二、第四十七條並びに前条第三項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。
〔章を削る。〕

第四十八條 大学及び独立行政法人国立特別

支援教育総合研究所が、開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該通信教育に關し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の目的及び名称
- 二 五九 〔号を加える。〕
- 三 二九 〔同上〕

2 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六條第一項に規定する大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

3 免許法認定通信教育の開設者が第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九條 免許法認定通信教育の開設者が、第四十六條第二項、第四十六條の二、第四十七條及び前条第三項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長

第六十一條の二 免許法第九條の二に規定する免許状の有効期間の更新及び延長に關しては、この章の定めるところによる。

第六十一條の三 免許法第九條の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十一條の四 免許管理者は、免許法第九

條の二第一項の規定による申請をした者（免許法第九條の三第三項各号に掲げる者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、免許法第九條の二第三項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第六十五條の七第二号において「特定地方公共団体」という。）にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。同号において同じ。）において学校教育又は社会教育に關する専門的事項の指導等に關する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

- イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人